松戸市立寒風台小学校 PTA 会則

第１章　総　則

第 1 条（名称）

本会を松戸市立寒風台小学校 PTA と称し事務所(本部)を寒風台小学校内に置く。
〒270-2241
千葉県松戸市松戸新田 316-25
松戸市立寒風台小学校
047-363-1048

第 2 条（会員）

本会は、松戸市立寒風台小学校の保護者と教職員をもって組織する。

第 3 条（目的）

本会は、家庭、学校及び社会における児童の教育的福祉を増し、会員相互の理解と協力を深めながら、教養を高めることを目的とする。

第２章　方針と事業

第 4 条（方針）

本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 家庭と学校を教育的につなぎ児童教育を強化する。
2. 校外における望ましい教育環境の設定と児童の生活指導に協力する。
3. 特定の政党や宗教を支持しない。また営利を目的としない。
4. 学校の人事、運営管理に干渉しない。

第 5 条（事業）

本会は第 3 条（目的）を達成するため、次の事業を行う。

1. 学校環境の整備ならびに学校行事へ協力する。
2. その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第３章　組織と機関

第 6 条　本会に次の機関を置く

1. 総会・役員会・特別委員会（周年記念実行委員会等）
2. 会の運営の円滑化をはかるため、事務局を置く。

第 7 条（総会）

総会は、本会の最高議決機関で、原則として年 1 回会長が招集する。
ただし、役員会の要求があったとき、または会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。なお、総会の開催の方法は対面・書面どちらでも開くことができる。

第 8 条（総会の議決）総会は次のことを決める

1. 会則の決定及び変更
2. 本会の事業
3. 予算の決議および決算の承認

4. その他、本会の目的達成のために必要な基本的事項

第 9 条（役員会）
役員会は、総会につぐ決議機関で会長が招集する

第 10 条（役員会の構成）
役員会の構成は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・事務局長（学校側から 1 名）をもって構成する

第 11 条（役員会の任務）役員会は次のことを行う
1. 総会で委任された事項
2. 疑問を生じた規約の解決
3. 委員会の助言ならびに協力
4. 補正予算の承認
5. 補欠役員の選出
6. 緊急に解決しなければならない事項の決議と執行
7. その他諸規定の決定

第 12 条（特別委員会）
会長が必要と認めた場合、役員会の承認を得て臨時に設置することができる

第 4 章　役　員

第 13 条　本会に次の役員を置く
会長 1 名、副会長 1～2 名、書記 1～2 名、会計 1～2 名（但し、会計が 1 名の場合は会長が会計を兼務する）、会計監査 2 名、
事務局長 1 名

第 14 条　（役員の選出）
1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出は、指名委員会の推薦により総会の承認を得る
2. 指名委員会の構成は本部役員によって構成する
3. 会長が必要とする時、会長が顧問を指名する事ができる。

第 15 条（役員の任務）
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時は代行する
3. 会計は会計事務を担当するとともに予算決算の原案を作成する
4. 事務局長は、本会運営上必要な事務を担当する
5. 会計監査は本会会計が適切かを監査する
6. 書記は本会の記録、通信、連絡などの事務を処理する
7. 顧問は必要に応じて意見を述べることができる

第 16 条（役員の任期）
役員の任期は 1 ヵ年とする。ただし再任を妨げないが通算任期を 3 カ年までとし、それ以上の再任はできない。補欠で就任した任期は前任者の残りの任期とする。

第５章　　会計

第 17 条（会費）

会費は１会員月 150 円とする

第 18 条（本会の経費）

本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。会費は会員より徴収し、会費は総会で決める。特別会計の必要が生じた時、役員会でその都度決議し執行する。

第 19 条(会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

附　則

1. 学校長は本会のすべての会議に参加して意見を述べることができる。
2. 学校長が認めたときは役員会の承認を得て会則に反しない限りの細則をつくることができる。
3. 本会に次の諸帳簿を備える。
   役員名簿・会計簿・記録簿・その他必要な帳簿
4. 本会則は昭和 47 年 9 月 9 日より実施する。

第 1 次改定　昭和 48 年 4 月 28 日
第 2 次改定　昭和 52 年 5 月 7 日
第 3 次改定　昭和 56 年 4 月 28 日
第 4 次改定　平成 2 年 5 月 12 日
第 5 次改定　平成 5 年 5 月 15 日
第 6 次改定　平成 9 年 5 月 17 日
第 7 次改定　平成 20 年 11 月 28 日
第 8 次改定　平成 26 年 12 月 4 日
第 9 次改定　平成 27 年 11 月 25 日
第 10 次改定　平成 29 年 5 月 10 日
第 11 次改定　平成 30 年 5 月 9 日
第 12 次改定　令和 3 年 5 月
第 13 次改定　令和 4 年 5 月
第 14 次改定　令和 5 年 3 月　一部改定
・第４章　役員
第 13 条　会計２名を 1～2 名（但し、会計が１名の場合は会長が会計を兼務する）に変更

寒風台小学校 PTA 慶弔規程

１．会則第 3 条の目的を達成するために慶弔規定を下記に定める

(1) 在校児童死亡の場合　5000 円
　在校児童保護者死亡の場合　5000 円

(2) 教職員
　1　転退職の場合　花束　3000 円
　2　死亡（本人）の場合　5000 円
　3　親族死亡（一親等のみ）の場合　5000 円

(3) 在校児童・PTA 会員死亡の場合は原則として、花輪または生花を差し上げる。
　また、参列できなかった場合は弔電を差し上げる。

２．本規程による慶弔金は、保護者の代表と教職員の代表が届ける。
３．本規程に該当しないが慶弔の必要があると認めた場合は、その都度役員会で決める。
　（緊急の場合は、三役と学校長で決定する）
４．学級独自で慶弔金を集めることはしない。
５．本規程の適用により慶弔金を受けた場合返礼は一切しない。
６．会長を辞職時、感謝状と記念品（額縁）を贈る。また役員会に連続 3 年以上出席した会員に対し、辞任時に名前を読み上げる。
　その他、表彰の必要のある場合は、役員会で決定する。
７．本規程は、昭和 52 年 2 月 7 日より実施する。
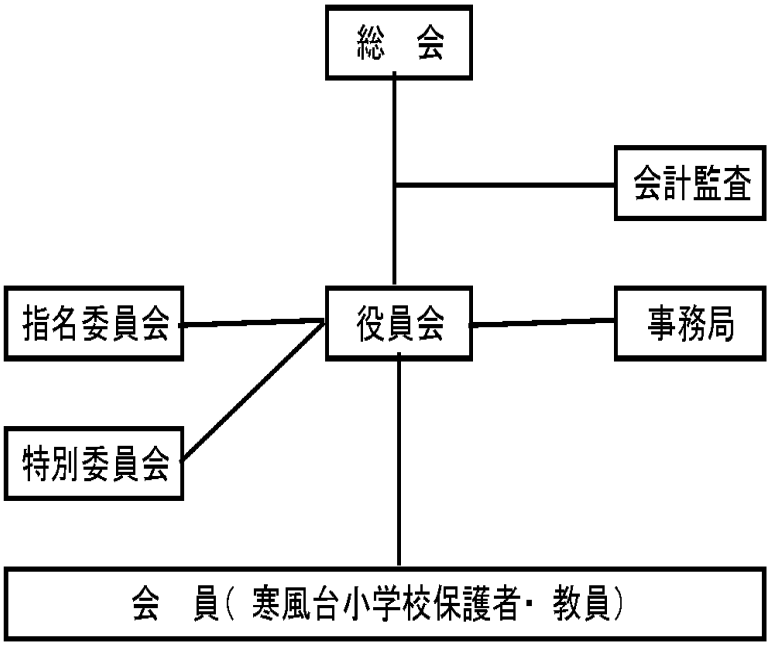
組織図